

消 防 予 第 9 2 号  
平成 23 年 3 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について (通知)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害 (以下「地震災害」という。) の被災者に対しては、関係地方公共団体においてすでに各般にわたる対策を講じられているところですが、消防法令に基づき行われている各種制度については、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられますので通知します。

貴職におかれては、被災者に対する対応が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 第一 消防設備士講習について

消防設備士免状を有する者が受講しなければならない消防設備士講習については、消防法第 17 条の 10 及び消防法施行規則第 33 条の 17 の規定に基づき、免状の交付を受けた日から 2 年又は講習を受けた日から 5 年以内に受講することとされているが、受講時期を迎える消防設備士が地震災害の被災者となったこと等により講習の受講が困難であると認められる場合には、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」 (平成 12 年 3 月 24 日付け消防予第 67 号) 第三 6 (4) の規定の例により、平成 24 年 3 月末までは違反点数の計上を行わないことができること。

### 第二 消防設備点検資格者又は防火対象物点検資格者講習の再講習について

消防設備点検資格者免状又は防火対象物点検資格者免状の交付を受けている者は、平成 12 年消防庁告示第 14 号 (以下「第 14 号告示」という。) 又は平成 14 年消防庁告示第 9 号 (以下「第 9 号告示」という。) に基づき、免状の交付を受けた日から 5 年以内に消防庁長官が指定する再講習を受講しなければならないが、受講時期を迎えた消防設備点検資格者又は防火対象物点検資格者が地震災害の被災者となったことにより再講習の受講が困難であると認められる場合には、第 14 号告示第

一ただし書又は第9号告示第一ただし書に基づき、受講期限を平成24年3月末まで延長することができること。

### 第三 免状の再交付手数料の減免について

消防設備士が地震災害によりその免状を喪失、破損等したために、消防法施行令第36条の6の規定により免状の再交付の申請を行う場合には、その手数料の徴収についてはこれを行わないことができること。

なお、消防設備士免状の再交付手数料の減免に当たっては、都道府県条例に減免等の規定がある場合にはそれによるほか、これがない場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による議会の議決（同法第179条又は180条の規定による専決処分を含む。）を得て債権の放棄を行うこととなること。

また、防火管理講習修了証及び防災管理講習修了証の再交付については（財）日本防火協会において、消防設備点検資格者免状、防火対象物点検資格者免状、自衛消防業務講習修了証及び防災管理点検資格者免状の再交付については（財）日本消防設備安全センターにおいて、それぞれ当該手数料の減免の措置を講ずることとしていること。

### 第四 地震災害により被害を受けた防火対象物における消防用設備等の点検について

地震災害により被害を受け、又は被害を受けたおそれのある防火対象物を使用するに当たっては、消防用設備等の点検時期の到来の有無にかかわらず、事前に点検を実施し、その作業状況等について確認を行うよう指導されたいこと。

また、点検により損傷等が発見された消防用設備等については、早急に整備等を行うようあわせて指導されたいこと。なお、やむをえず消防用設備等に係る整備等が終了しない間に当該防火対象物の使用の開始を認めざるを得ない場合にあっては、防火管理の一層の徹底を図るとともに早急に整備等を実施するよう指導されたいこと。

また、消防用設備等の点検の結果の報告については、地震災害による被害の影響等を勘案の上、その報告時期について弾力的に対応されたいこと。

### 第五 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書の添付書類について

地震により被害を受けた防火対象物における消防用設備等について、その損傷を受けた部分の工事等を行う場合の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書については、消防法施行規則第31条の3及び第33条の18の規定にかかわらず、消防法施行規則別記様式第1号の2の3又は第1号の7の様式のみ提出で足りることとし、当面、設計に関する図書の添付は必要ないものとして取り扱うこととして差し支えないこと。